

浜田市告示第 55 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、浜田市生活路線バス使用料に係る公金事務を次の者に委託したので、同条第 2 項及び浜田市財務規則（平成 17 年浜田市規則第 55 号）第 38 条の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 1 公金事務の委託を受けた者
所在地 島根県浜田市浅井町 777 番地 35
名 称 一般社団法人 浜田市観光協会
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
生活路線バス使用料
- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 30 日
- 4 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで